

白山市学童野球連盟規約

白山市学童野球連盟

第1章 名称及び事務局

- 第1条 本連盟は白山市学童野球連盟と称す。
第2条 本連盟の事務局は、事務局長宅に置く。

第2章 目的

- 第3条 本連盟は野球を通じて、明るく、正しく、たくましい健全な学童を育成する。
第4条 本連盟は学童野球の振興にきよする。

第3章 事業

- 第5条 本連盟は前章の目的達成のため下記の事業を行う。
- 1) 各種学童野球大会の開催。
 - 2) 学童野球の普及、発展及び技術向上に関する指導研究。
 - 3) 障害防止と安全対策の確立。
 - 4) その他目的達成に必要な事。

第4章 加入資格

- 第6条 本連盟への加入資格は、原則として小学校教育生とする。
第7条 加入を希望する学童は、自分の居住校下に本連盟に加入チームがある場合、必ずそのチームに入団すること。
第8条 本連盟に加入したチーム選手は、石川県野球協会学童部に所属するものとする。

第5章 加入と加入手続き

第9条 本連盟へのチーム及び選手登録は、毎年、連盟が定めた日までに手続きを完了しなければならない。

第10条 不慮の事故に備え、加入選手にはスポーツ障害保険を掛けねばならない。

第11条 新たに参加するチームは連盟理事会の承認を得なければならない。

第12条 1校下に2チームの登録は認めない。

第13条 同一地区で複数校下（小学校）による統合チームは連盟理事会に承認を得ること。

第6章 役員と機関

第14条 本連盟に次の役員を置き、理事会及び拡大理事会を組織する。

理事長	1名	広報部長	1名
副理事長	若干名	会計	1名
事務局長	1名	理事	各チーム監督又は代表者
運営部長	1名		
運営部	若干名		
会計監査	1名		
審判部長	1名		

第15条 理事会は理事長が招集し、上記役員で組織し、下記の事項について審議する。

- 1) 事業計画及び事業報告に関すること。

- 2) 予算、決算に関すること。
- 3) 役員を選出及び補充に関すること。
- 4) 登録チームの承認及び規約改正、表彰に関すること。
- 5) その他

第16条 拡大理事会は理事会を含む役員で組織し、理事長の招集により下記の事項を審議する。

- 1) 第5条に関すること。

第17条 役員任期は2年とし再任を妨げない。

第18条 本連盟に審判部を置く。 (第8章に定める)

第19条 本連盟は第14条に定める役員の外に下記の役員を置く。

名誉会長(1名) 会長(1名) 副会長(若干名) 顧問(1名)

第7章 総会

第20条 総会は本連盟最高の決議機関であり、全役員、全委員で組織する。

第21条 総会は会長が招集し、理事会及び各会議の決議事項を審議し決定する。

第8章 審判部

第22条 審判部員は原則として各チームから選出する。

第23条 審判部は理事会決議に基づき次の事項を行う。

- 1) 各大会の審判と審判部員の割り振り。
- 2) 審判講習会の実施。
- 3) ルールに関する事の指導、徹底。
- 4) その他

第9章 会計

第24条 各チームは連盟の定める会費を納入する。本連盟は下記に掲げるものでの収入とする。

- 1) チームの登録費
- 2) 大会参加費
- 3) 寄付金
- 4) その他

第10章 運営細則

第25条 各チーム（役員・理事）は、連盟の諸会議に出席しなければならない。

第26条 会議時間は厳守のこと。欠席する場合は事前に連絡をし、決定事項の確認は自ら行うこと。

第27条 本連盟に加入しているチームは、本連盟が運営する全ての大会に参加しなければならない。

第28条 やむを得ない事情により参加できなくなったチームは、事前に連盟の承認を得ること。

第29条 大会運営は、毎年連盟が定めた規定に基づき運営するものとする。

第11章 処分

第30条 本連盟は第3条の精神に反したチーム、監督及び関係者を処分する事ができる。

- 1) 厳重注意
- 2) 大会出場停止
- 3) それ以上のペナルティー

第31条 処分の決定は理事会で決定し会長が行う。

第32条 1) 代表者、監督、コーチが刑事的責任を負う事件に関連した場合。

- 2) 選手が警察の補導を受け、反省の心を持たず繰り返した場合。

第33条 ペナルティーの決定は、理事会で行う。

第34条 本連盟の運営を円滑にするため、定めなき事項については、理事会で審議し執行することができる。

第35条 本規約の改正には、理事会の承認を必要とする。

第12章 付記

第36条 加入チームは、下記の事項を留意すること。

- 1) チーム登録費、大会参加費は指定された日に必ず支払うこと。
- 2) 各大会の出場ごとに、所定の大会選手登録用紙（20名）を提出すること。
- 3) 年度途中の追加登録は、各大会の抽選日とする。

第13章 追記

連盟理事長（事務局）及び大会運営部長の任務

第37条 連盟理事長（事務局）の任務

- 1) 総会、理事会、拡大理事会等の決定（日時等）及び通達。
- 2) 諸会議議事録、歴代記録及び資料の保管。
- 3) 代記録及び資料の保管。
- 4) 連盟印及び賞状の保管。
- 5) チーム及び選手、指導者等の登録手続き。
- 6) 選手、指導者名簿の作成。
- 7) その他連絡事項に関する全般。

第38条 大会開催地（運営部長）の任務

- 1) 大会日程を連盟へ提出。
- 2) 大会及び総会、理事会等の会場確保。
- 3) 大会横断幕、プラカード等の保管。
- 4) 大会組み合わせ表の作成。
- 5) 大会記録の集約と管理。
- 6) 大会に関する広報資料を新聞社へ提出
- 7) 大会開催時における運営委員の統括。
- 8) その他運営に関する事項。

制定日

平成17年	5月	制定
平成21年	3月	改定
平成23年	3月	改定
平成25年	4月	改定
平成26年	3月	改定